

アメリカ新年金会計基準による 年金会計実務の変化

加 藤 盛 弘

目 次

- I はじめに
- II SFAS 87号の早期採用
- III SFAS 87号の適用による年金会計実務の変化
- IV 年金費用の減少要因
- V おわりに

I. は じ め に

—SFAS 87号による年金会計処理の特徴—

アメリカ現行年金会計基準「雇業者の年金会計」(SFAS 87号)は、それ以前の年金会計基準である APB オピニオン 8号と同様に、保険数理法を用いて年金費用および年金負債を計上するがゆえに、その会計は多くの将来事象の予測を伴う費用・負債の見積・予測の会計という基本的特徴をもつことに変わりはない。しかしながら、SFAS 87号の具体的会計処理法は APB オピニオン 8号に比較して著しく変化した。その主要な変化は以下の諸点に要約できよう。

- ①年金債務の概念に、現在の給与水準にもとづいて算定した年金給付現価である累積給付債務 (Accumulated Benefit Obligation : ABO) と、さらに将来の給与の上昇分を予測して加えた予測給付債務 (Projected Benefit Obligation : 以下 PBO ともいう。当然、前者より大きく

なる)の2つの概念をおき、後者の予測給付債務を年金費用算定の基礎にすえ、それを87号年金会計の基本的な年金債務の概念としたこと。

- ②期間年金費用を、(a)勤務費用 (service cost)、(b)利子費用、(c)年金資産の実際運用益、(d)過去勤務債務の償却額、(e)保険損益の償却額および年金資産の見積差損益の繰延額、(f)87号への移行時の年金資産の市場価額と PBO との差額の償却額、の6つの要素の合計額としたこと。
- ③勤務費用の測定方法として、将来給与水準の上昇分をも加えて予測給付債務を測定する給付／勤務年数アプローチを採用したこと (APB 8号は5つの保険数理原価法からの選択を認めていた)
- ④87号採用時の、年金資産の市場価額と PBO との差額の影響が、年金資産の運用益や償却を通じて表面化するようにしたこと。
- ⑤年金資産の市場価額が累積給付債務に不足する金額、すなわち未払出累積給付債務については、貸借対照表上に、追加負債と無形資産 (過去勤務債務を限度として) として計上するようにしたこと。

このような大きな変更を伴った87号の年金会計実務への影響を正しく評価することは大変難しいことであったが、わたくしは、87号による年金会計実務への影響がまだ年次報告書などを通じて分析できない早い時期に、87号のもつ基本的な意味を、以下のようなものとして理解した。

「新年金会計基準である87号の中心にあるものは、予測給付債務こそ年金債務についての適正な概念である、という考え方である。予測給付債務は累積給付債務と比較した場合、その測定にあたって現在の給与水準ではなしに、現在よりもはるかに高くなるであろう将来の見積給与水準に依拠するのであり、したがって、年金債務を増大させるとともに、期間年金原価を増大させることになる。つまり、年金債務として予測給付債務概念を採用することは、年金債務概念を拡大するとともに、それに基礎をおく期間年金原価 (費用) の拡大として機能するということである。」

1. 拙著『現代の会計原則』（改訂増補版）森山書店、1987年、237ページ。

いま、87号による年金会計実務の状況をいくつかの調査や年次報告書などを通じて知ることができるようになった段階で、上述の分析をみても、基本的には正しいと思われるが、表面的には実務の結果と著しくかけ離れているところもある。そこで、87号による実務をふまえて、87号のもつ意味をあらためて考察したいと考える。

II. SFAS 87号の早期採用

87号は1985年12月に公表され、1986年12月16日以降に始まる会計年度から実施を義務づけられた(ただし、US外の年金制度や非公開企業の年金制度などについては1988年12月まで、また追加負債と無形資産の規定についても1988年12月16日以降に始まる会計年度まで、実施の延期を認められた)。しかし、早期の適用は勧められた。それゆえ、87号への移行時期に選択の幅ができ、もっとも早い企業は1985年度から、つづいて1986年度、そして残りがデッド・ラインである1987年度に、87号に移行した。したがって、1985年度と86年度に87号に移行した企業は早期採用企業ということになる。

Stone と Ingram (以下 S & T とも略す) によれば、FASB の *Accounting Trends & Techniques* による調査会社 650 社のうち、1985年度には、8 社が、86年度には 265 社が87号を採用した³という。また、Norton は42の主要企業が85年度に87号を採用したことが確認された⁴とする。また、他

2 今福教授からはさきの小生の分析視角に対して、年金費用に対する年金資産の時価評価の影響を軽視しているとの指摘をうけた(今福愛志「米国における企業年金の新会計基準の影響」(『季刊・経営行動』Vol. 4 No. 3, 1989)。わたくしが指摘しているのは、そのような年金費用の計算構造も含めて、87号の年金会計を支える予測給与債務という年金債務概念のもつ基本的な意味である。

3 Mary Stone and Robert W. Ingram, The Effect of Statement No. 87 on the Financial Reports of Early Adopters, *Accounting Horizons*, September 1988, p. 49.

4 Curtis L. Norton, Pension Accounting Effects of Early Adoption, *The CPA Journal*, March 1988, p. 47.

の業界よりも早期採用の比率が高いといわれる銀行については、*Fortune* 100行のうち62行が、1986年度に87号を採用したという。

それではなぜ、それらの企業は最終期限を待たずに早期に適用したのであるのか。それは早期採用が他の選択よりもそれらの企業にとって何らかの意味で有利であったからであろう。それではその有利な選択の内容とは何であったのか。

Norton は1985年度の早期採用会社42社について、87号への移行前年度

第1表
基金拠出率：資産／ABO

％	銀行数	銀行の％
100%未満	1	2%
100-109%	0	0
110-119	2	3
120-129	2	3
130-139	2	3
140-149	7	11
150-159	4	6
160-169	5	8
170-179	6	10
180-189	5	8
190-199	1	2
200-224	11	18
225-249	5	8
250-274	4	6
275-299	1	2
300%以上	6	10
	62	100%

平均 186%

Source : Hewitt Associates, *Journal of Accountancy*, June 1988, p. 17.

第2表
基金拠出率：資産／PBO

％	銀行数	銀行の％
70%未満	1	2%
70-79%	1	2
80-89	2	3
90-99	1	2
100-109	9	15
110-119	7	11
120-129	9	15
130-139	8	13
140-149	11	7
150-159	2	3
160-169	2	3
170-179	0	0
180-189	2	3
190-199	3	5
200%以上	4	6
	62	100%

平均 130%

Source : Hewitt Associates, *Journal of Accountancy* June 1988, p. 17.

と移行年度(85年)の計上費用を各社ごとに分析し、42社中38社が87号の適用によって年金費用が減少したことを表にまとめている。そしてさらに、移行時において年金資産が年金債務を超過している企業(資産超過企業)が87号を早期に採用する傾向がある(なぜなら、年金費用が減少するから)ことを指摘している。⁶ 87号適用による年金費用減少の第一の要因が移行時の年金資産の超過にあることが推測できる。ちなみに、*Fortune* 100行の早期採用銀行62行の1986年の年金基金の拠出状態は第1・2表のごとく、予測給付債務比でさえ、平均130% (100%未満5行:9%)という高水準であった。

Ⅲ. SFAS 87号の適用による年金会計実務の変化

つぎに、87号の適用によって、年金会計実務がどのように変化したのか、あるいは87号がどのような影響を与えたのかについて、主要な項目ごとに考察してゆこう。

1. 年金債務

APB オピニオン 8号は発生給付原価法 (accrued benefit method) と4つの将来給付予測原価法 (projected benefit methods) を認めていた。前者は勤務年数についても給与水準についても将来予測を伴なわないが、後者の将来給付予測原価法は、将来の予測を組み込んで年金給付債務の現価を算定し、それを各勤務期間に割りつけるので、その割りつけ方はそれぞれの方法によって異なるが、いずれの方法も、発生給付法よりも初期の年度に大きな年金費用を割りつけるものである。したがって、いずれの方法を用いるかによって、年金費用や給付債務の金額は大きく異なってくる。

6 Norton, *op. cit.*, pp. 49-51.

第3表 年金債務(87号採用後は予測給付債務)表示額(単位百万ドル)

会社名	83	84	85	86	87	88
ARMCO (87)	1,737	1,634	1,586	1,672	* 1,932	1,913
BANKAME (86)	467	590	559	* 859	783	970
CHRYSLER (87)		3,233	4,111	4,844	* 6,437	7,347
DUPONT (85)		5,754	* 6,014	7,792	7,324	7,772
EXXON (85)	5,454	5,408	* 7,159	7,689	8,237	7,950
FORD (87)		10,720	10,970	11,680	*14,826	16,674
GE (86)	8,496	9,040	9,508	*14,846	15,494	15,473
GM (86)	21,399	23,285	26,742	*33,799	33,783	38,512
GPU (87)	350	387	406	458	* 788	843
IBM (86)	7,452	7,296	7,383	*13,429	14,185	15,466
MOBIL (86)	2,940	2,327	2,153	* 2,667	2,494	
SEARS (86)	1,866	2,194	2,531	* 3,866	3,587	
USX (86)	6,955	7,789	7,457	* 8,658	7,974	7,856

各年度の Annual Reports より作成。

87号採用以前の年度は SFAS 36号による累積給付債務である。

*印は87号への移行年度を示す。空白欄は資料の利用不能を示す。

SFAS 36号は累積給付債務の開示を義務づけたが、それは発生給付原価法によって測定されるものであることが要求されたという⁷。

87号はそれに対して、将来給与水準の上昇を考慮に入れる予測給付債務(給付アプローチによって測定)を累積給付債務とともに開示することを義務づけた。予測給付債務は累積給付債務とは異なる概念であり、比較しえないものであるが、87号がその将来給与水準の増加分を組み入れる予測給付債務概念を導入して年金債務を拡大したことを示すために、主要企業によって開示された年金債務額を第3表としてまとめてみよう。

これらの企業は利用可能な Annual Reports から任意に選択したものであり、全体の傾向の縮図とは言えないが、87号の適用による年金債務増加の状態は示されている。

7 Sidney Davidson, Clyde P. Stickney and Roman L. Weil, *Intermediate Accounting: Concepts, Methods, and Uses*, The Dryden Press, 1981, 19:22-19.23.

それにしても、この僅かなサンプルからも87号採用前の年度の累積給付債務がきわめて(予想外に)大きく、また、87号採用後の諸年度の伸びが低いことがわかる。Bleibergによれば、年金債務は1980年(SFAS36号が年金債務の開示を義務づけた年度)以来急速に増大してきた。受給権のある年金債務の伸び率の中央値は16.1%(それ以前は8~10%)という高率だったという。その重要な理由は、現実の市場利子率とかかわりなく、割引率を減少させる企業が増大した(低い割引率の使用→年金債務の増大)ことだという。そして1985年度には一転して、割引率を増大させる企業が、低下させる企業を上まわった(高い割引率の使用→年金債務の減少)という⁸。割引率の保険仮定(の変更)が重要な意味をもつことがわかる。

2. 年金費用

87号の適用による年金会計実務の変化の最大の焦点は年金費用である。さきに示した諸企業の87号採用前後の数年度の年会費用計上額を示すと第4表のようになる。ARMCO, BANKAME, CHRYSLERの3社をのぞいては、87号採用年度の年金費用が減少していることがわかる。DUPONTとUSXはマイナス年金費用(年金利益)になっている。87号の影響の大きさがうかがえる。そこで、さらに、すでになされている調査や論文に依拠しながら、くわしく分析してみよう。

(1) 採用年度の年金費用の増減

1985年度に87号を採用した42社を調査対象にしたNortonは、1984年度と85年度の年金費用を比較して、85年度の年金費用が減少した企業が38社(90.5%)におよぶ(増加したことが明確な企業は2社にすぎない)こと、しかも、そのうちの20社がマイナス年金費用(年金利益)を計上したことを指

8 Steven Bleiberg, Less Than Zero (Pension Fund Perspective), *Financial Analysts Journal*, March-April 1988, pp. 13-14.

第4表 年金費用計上額 (単位100万ドル)

	1981	82	83	84	85	86	87	88	89
ARMCO	132	138	137	119	85	78*	86	67	37
BANKAME	52	63	56	61	38*	41	33	29	23
CHRYSLER			255	267	220	236*	470	580	551
DUPONT			556	449	*-107	-121	-207	-485	-455
EXXON	582	557	520	328	* 115	239	184	234	204
FORD			643	667	691	711*	498	655	659
GE	549	570	643	606	496*	143	25	227	241
GM	1,494	1,566	1,714	1,618	1,675*	821	708	544	811
GPU	26	31	33	33	36	35*	25	25	
IBM	1,060	1,187	1,180	1,096	868*	585	289	460	328
MOBIL	285	289	280	229	190*	105	123	142	158
SEARS	259	251	281	303	319*	81	123		
USX	396	336	319	83	92*	-194	-242	-234	-240

各年度の Annual Reports から作成。

*は87号への移行年度を示す。

⁹
摘している。

S & T もまた、1986年度に87号を採用した企業227社を対象とする分析をした。それによると227社中190社 (83.7%) が年金費用の減少を示し、年金費用が増加または大きな変化のない企業は37社 (16.3%) にすぎなかった。しかもマイナスの年金費用を計上した企業が96社におよんだことを指摘している。¹⁰

1985年度採用企業		1986年度採用企業	
年金費用の減少	年金費用の増加	年金費用の減少	増加または大きな変化なし
$\frac{38}{42}$ 社 = 90.5%	$\frac{2}{42}$	$\frac{190}{227}$ 社 = 83.7%	$\frac{37}{227}$

また、Bleiberg は主要企業 100 社の 1986 年度の年金会計実務を調査し

9 Norton, *op. cit.*, pp. 48-49.

10 Stone and Ingram, *op. cit.*, p. 51.

た。それによると、100社中、85年度と比較して年金費用の減少企業は83社、減少率の中央値は27%、増加企業は16社であった。さらに、上位100社中61社が87号の採用企業であり、そのうちの46社が87号の年金費用への影響を明示した。それら46社中の年金費用減少企業は43社(89%)、増加企業は3社であった。¹¹

	年金費用減少企業	減少率(中央値)	増加企業
総数(100社)	83社(83%)	27%	16社
87号採用企業(46社)	43社(89%)	72.1%	3社

このことは87号の適用による年金費用減少の影響の大きさを示しているが、また、調査対象100社中、年金費用減少企業が83社もあったことは、87号を採用していない企業にも、年金費用の減少企業がかなりあったことを意味する。そのことは第4表からもうかがえる。

以上のように、1980年代初期から年金費用の計上は減少傾向にあることはうかがえるものの、87号が年金費用の減少に大きな影響を与えたことはいえない。

(2) 87号採用の年金費用への影響

前項では87号採用年度とその前年度との年金費用の増減額をみてきた。その結果、大部分の企業の年金費用が採用年度に大きく減少していることがわかった。だが、それは2期間の比較であって、その増減額のうち、どれだけが87号の適用に起因するものであるかは不明である。そこでさらに、その87号適用の年金費用への影響についてみてみよう。

87号採用年度の Annual Reports には、その適用の影響が明示されていることが多い。さきの任意に選択した13社について、「87号の影響額」と、87号採用年度末における「移行時の年金資産市場価額の予測給付債務に対

11 Bleiberg, *op. cit.*, pp. 13-14.

第5表 87号の影響額と移行時の超過資金（負債）残高

会社名 (87号採用年度)	87号の年金費用への影響額	採用年度末の移行時 超過資産(負債)残高
ARMCO (87)	+7.3 百万ドル	(332) 百万ドル
BANKAME (86)	-7	(57)
CHRYSLER (87)	+146	(1,995.9)
DUPONT (85)	-255	2,720
EXXON (85)	-144	1,203
FORD (87)	-290	918.4
GE (86)	-81	2,154
GM (86)	利益 +330.5	645
GPU (87)	insignificant	13.8
IBM (86)	表示なし	3,705
MOBIL (86)	利益 +36	621
SEARS (86)	-234.8	750
USX (86)	-275	1,136

各企業の87号採用年度の Annual Report より作成

第6表 87号の年金費用への影響

	全企業平均 (227社)	年金費用減少企業の 平均 (190社)	年金費用増加または 変化の小さい企業 の平均 (37社)
年金費用	百万ドル 5.40	百万ドル 4.13	百万ドル 11.94
87号による 年金費用の増減額	-22.49	-27.05	1.07
それによる税引後 利益の増減額	14.39	17.31	-0.60

出所：Stone and Ingram, *op. cit.*, p. 57.

する超過額（または不足額）の残高」を示すと第5表のようになる。

この表からは87号への移行時における年金基金への拠出状態が年金費用に重要な影響を与えていることが推測できる。

1986年度に87号を採用した227社を調査した S & I は、87号による年金費用への影響を表にまとめている。その形式を若干変形して示すと第6表

のようになる。

つまり、全企業平均では1社あたりの87号の影響額は2,249万ドルの年金費用減少となり、年金費用減少企業(190社)だけの平均では影響額はさらに大きく、2,705万ドルであった。逆に87号の適用によって年金費用が増加またはその変化が小さかった企業の平均では、影響額は1社あたり107万ドルの増加であった。なお、全企業平均で1社あたりの年金費用が540万ドルと比較的小額であったのは、マイナス年金費用の計上企業が96社もあったことが、平均を下げる要因になっていた¹²という。

87号の採用によって(あるいはそれを契機として)、年金費用がこのように著しく減少した理由は複雑であろうが、87号の年金費用の算定方式からみれば、少なくとも以下の3つが重要な原因であろう。

- (a) 87号への移行時の、年金資産の市場価額と予測給付債務の状態
- (b) 負債割引率の状態と変更
- (c) 年金資産の運用利益

そこで、これらの要素についてさらに考察してゆこう。

3. 年金費用の内訳

年金費用の計上額が87号の採用を契機として大きく減少したことが前項で明らかになったが、その原因を分析するために、期間年金費用を構成する諸要素の状態について、つぎに考察しよう。

まず、任意に選択したさきの13社の、87号への移行年度および次年度の年金費用の内訳をみてみよう。

この年金費用の内訳表(第7表)には87号の適用によって多くの主要企業の年金費用が減少する理由や、87号の年金費用の測定方式の特徴が、数値のかたちをとって鮮やかに示されている。その主要な点を列挙してみよ

12 Stone and Ingram, *op. cit.*, p. 51.

第7表 年金費用の内訳(1) (単位100万ドル)

	勤務費用	利子費用	年金資産 実際運用益	その他 (うち運用益 見積差)	純年金費用
ARMCO (*87)	29.6	163.9	-72.9	-34.7	85.9
(88)	26.9	171.8	-175.4	43.3	66.6
BANKAME (*86)	37	81	-121	44	41
(87)	37	76	-19	-61	33
CHRYSLER (*87)	114.5	515.8	損 163.0	-322.0	470.3
(88)	123	641	-356	172	580
DUPONT (*85)	111	587	-2,214	1,358 (1,525)	-158 ^A
(86)	164	692	-2,159	1,182 (1,345)	-121 ^A
EXXON (*85)	115	328	-984	448 (543)	-93
(86)	228	672	-1,145	484 (474)	239
FORD (*87)	324.1	1,181.4	-995.7	-165.3 (-189.7)	344.5
(88)	347.8	1,374.3	-2,051.2	984.3	655.2
GE (*86)	349	1,074	-2,739	1,459 (1,672)	143
(87)	385	1,187	-1,237	-310 (-56)	25
GM (*86)	640.1	2,599.4	-6,865.1	4,319.4 (4,403.1)	693.8 ^A
(87)	825.9	2,868.9	-8,022.6	4,960.5 (4,912.9)	632.7 ^A
GPU (*87)	26.7	57.5	-60.7	1.5 (2.4)	25.0
(88)	27.9	61.6	-105.2	40.8 (41.7)	25.1
IBM (*86)	938	1,395	-3,229	1,432	536 ^A
(87)	990	1,654	-981	-1,436	227 ^A
MOBIL (*86)	95	163	-316	80	22
(87)	102	207	-118	-158	33
SEARS (*86)	189.9	306.3	-523.6	108.4	81.0
(87)	240.2	344.3	-199.1	-262.2	123.2
USX (*86)	80	720	-1,281	253 (333)	-228 ^A
(87)	79	696	-618	-416 (-338)	-259 ^A
合計(2年度)	6,626.6	19,818.2	-36,425.5	14,205 (14,668.4)	4,223.3

各企業の Annual Reports より作成。

*は87号への移行年度を示す。

△は87号適用分のみ年金費用を示す。

う。

- (1) 勤務費用の金額はそれ自体としては決して小さな金額とはいえないが、他の構成要素との比較ではもっとも小さな金額となっている。
- (2) 利子費用は勤務費用のはぼ3倍にも及ぶ大きな金額である。
- (3) 年金資産実際運用益(年金費用のマイナス項目)は利子費用どころか、利子費用+勤務費用よりも大きい。
- (4) その他の項目の金額は大部分プラス金額(費用加算項目)であり、かつ利子費用をこえるほどで巨額である。そのもっとも大きな要素は、年金資産実際運用益が見積利益を超過する金額である。
- (5) 期間年金費用が勤務費用よりも小額になる場合が多い。13社の合計でもそのようになっている。
- (6) 87号への移行時の予測給付債務が年金資産を超過する会社である ARMCO CHRYSLER では、年金資産運用益が利子費用より小額であり、期間年金費用は勤務費用より大きい。

このような特徴は1986年度に87号を採用した238社を扱ったS&Iの調査でも、第8表のように中央値のかたちで、一般化して示されている。この第8表からもさきに指摘した特徴と、基本的に同様のことが読みとれる。

第8表 年金費用の内訳(2)

	86年度移行会社 (238社)の中央値	年金費用報告企業 (137社)の中央値	年金利益報告企業 (101社)の中央値
	百万ドル	百万ドル	百万ドル
勤務費用	23.51	29.33	15.62
利子費用	64.59	76.36	48.64
年金資産の実際利益 償却および繰延の純額	-152.82	-172.87	-125.62
純期間年金費用	5.16	18.77	-13.27

出所: Stone and Ingram, *op. cit.*, p. 58, Table 3.

第9表 1986年度採用企業の給与上昇予測率

1.5 ~ 3.0 %	2 社	0.8 %	
4.0 ~ 4.8	10	4.3	
5.0 ~ 5.95	80	35.7	
6.0 ~ 6.8	114	48.1	
7.0 ~ 7.5	23	9.7	
8.0 ~ 8.5	8	3.4	平均 5.92 %

出所：Stone and Ingram, *op. cit.*, p. 59, Table 4.

それでは、7表と8表にみられる年金費用構成要素間の関係は何を意味するかである。それはこのように考えられよう。

(i) 勤務費用は将来の給与水準の上昇をも見込んで（1986年に87号を採用した企業が用いた給与上昇予測率は第9表のごとし）算定した当該年度の勤務による予測給付債務の増加額の現価なのであるから、絶対額としては巨額な費用要素である。それにもかかわらず、その勤務費用がもっとも小さな金額の費用要素になったということは、年金プラン（制度）がすでに巨額な年金給付債務と年金資産を擁する大きなプランになっているということである。したがって、年金債務の割引率や年金資産の利益率の影響、すなわち、金融や証券市場の状況が年金費用に直接的に大きな影響を与えるようになっている。つまり、年金費用のブレが大きくなる。

(ii) 7表および8表にみられるように、実際運用益（8表の場合でいえば152.82百万ドル）が勤務費用と利子費用の合計（88.1百万ドル）をも上まわる（ $1.73倍 = 152.82 \div 88.1$ ）ということは、年金債務をはるかに超過する年金資産を擁するか、あるいは証券市場がきわめて好調であったことを反映している。おそらくその両方であろう。S & I によれば152.82百万ドルという実際利益はその年度初めの年金資産の約17%にもあたり、9.26%の平均見積利益率をはるかに超えるものだという。そしてまたこのような巨額な

年金資産運用利益は新たな年金債務の増大をまかないうるほどの超過年金資産の存在の反映である。

(iii)その他(償却および繰延)項目が勤務費用をはるかに超過するほどに巨額なプラス年金費用項目になっている。この項目のもつ意味については説明を要する。その他項目は以下の諸項目から構成される。¹⁴

- (a)過去勤務債務の償却 +
 (b)保険仮定の差異の償却 ±
 (c)87号への移行時の超過資産(負債)の償却 -(+)
 (d)資産見積利益を超過する当期の実際運用益 +
 (見積>実際利益の差額は-)
 合計 +(-)
 (+, -は年金費用に対する増減の影響を示す)

87号の採用によって大きく変化するのは(c)(d)の2つである。(c)は87号への移行時に存在する年金資産の年金債務に対する超過額(多くの企業が資産超過)または不足額で、それは凍結されて、その後の期間に一定の方式によって償却され、年金費用の減少要素となる(逆に負債超過の場合は年金費用の増加要素になる)。

つぎに、(d)の年金資産についての当期の実際利益と見積利益との差額は繰延べられて、将来一定の方式によって償却される。したがって、当期の見積差異は当期の年金費用に入らずに繰延べられるわけである。つまり、当期費用を構成する金額は、実際利益-見積差異=見積利益である。したがって、実際利益が見積利益を超過する金額は当期においては、実際利益の控除額、つまり年金費用のプラス項目となる。そして将来期間におい

14 保険仮定の差異、年金資産運用益の見積差損益、87号移行時の超過資産(負債)についての会計処理は複雑であるが、例えば、以下の文献ではわかりやすく説明されている。Bill D. Jarnagain and Tsai Yen Chung, *Understanding the Accounting for Defined Benefit Pension Plans, Management Accountant*, September 1988.

ては、その償却がなされ、年金費用のマイナス項目となるわけである。

さて、第7表でみられるように、この当期の見積利益差異を表示している企業では、それが「その他項目」のうちのもっとも大きなプラスの金額(実際利益>見積利益)である。そして、その「その他項目」が利子費用にも匹敵する大きなプラス額であることは、実際利益の見積利益超過額が、ほとんどの企業が持つ移行時の資産超過額の償却額(c)を相殺して(過去勤務債務の償却額や保険利得・損失の償却額は不明であるが、それらを加味したうえで)、なおかつ利子費用にも匹敵するほどに巨額だということである。このことは87号への移行期(86年前後)においては実際利益が見積利益を大きく超過していた、ということである。

4. 移行時の基金拋出状態

87号の年金費用測定方式のもとでは、年金基金への拋出状態と割引率・利益率がきわめて重要な意味をもつことが会計実務の調査の上からも明らかになった。そこでつぎに、87号採用年度の年金資産と年金債務の状態について考察してみよう。

1985年度に87号を採用した年金プランを調査したNortonは、多くのプランが超過拋出であったが、20%のプランは不足拋出であったことを指摘している¹⁵。また、1986年度採用の年金プランを調査したS&Iは、移行時の平均資産超過額は165.6百万ドルであったというが、詳細な資料は示していない。86年度末の拋出状態については、プランあたりの年金資産額および年金負債額と、拋出率についての表を示している(第10表)。

第10表からは予測給付債務を超過する年金資産額は全プラン平均で9,322万ドル、超過拋出プラン平均で19,700万ドルであったことがわかる。

15 Norton, *op. cit.*, p. 47.

16 Stone and Ingram, *op. cit.*, p. 50.

第10表 年金プランの資産・負債の平均額および基金拠出率 (1986年度)

	全プラン の平均	超過拠出 プラン平均	不足拠出 プラン平均
	百万ドル	百万ドル	百万ドル
年金資産の公正価値	715.99	980.61	315.93
予測給付債務 (PBO)	622.77	783.32	380.05
累積給付債務 (ABO)	528.49	650.40	344.18
年金資産の公正価値/PBO	1.07	1.33	0.69
年金資産の公正価値/ABO	1.30	1.63	0.80

出所: Stone and Ingram, *op. cit.*, Table 6 and 7.

第11表 年金基金の拠出状態 (1987年度)

	全プラン	産 業	金 融	公益事業	運 輸
継続企業ベースでの拠出状態: 年金資産の公正価値/PBO 平 均	(126プラン) 1.17	1.08	1.26	1.20	0.96
不足拠出プラン数	37	21	7	4	5
終了ベースでの拠出状態: 年金資産の公正価値/ABO 平 均	(131プラン) 1.53	1.30	1.99	1.58	1.34
不足拠出プラン数	20	20	4	2	3

出所: Robert H. Mills, SFAS 87: An Improvement in Pension Reporting?
The CPA Journal, July 1989 p. 41, Table 3.

拠出率にしてそれぞれ、1.07と1.33である。

つぎに、87号への移行が基本的に終了した1987年度の Annual Reports (任意に抽出した130社)によって、年金基金への拠出状態を調査したのが Mills である (第11表)。

この表によれば、年金資産の公正価値対予測給付債務の比率は全プラン平均で117%であり、Stone と Ingram の調査 (107%) よりも高い率を示している。金融業ではさらに高く126%である。一方、不況拠出プラン数は対予測給付債務比で37プラン (29%) である。つまり、1987年度では

約70%のプランで、年金資産の公正価値が予測給付債務を超過していたことになる。

このように、ほとんどの年金プランの年金資産が予測給付債務を超過していたということは、87号採用企業のほとんどが、87号への移行によって年金費用を減少させたし、今後も、移行時の超過資産の償却によって年金費用を減少させるであろう。しかし、逆に、抛出不足状態のプランをもつ企業は、87号の採用によって年金費用をその償却期間にわたって増加させるであろう、ということである。

5. 負債割引率と見積利益率の状態と変化

87号への移行期において大部分の企業が超過資産を有し、それが年金費用減少の大きな理由になったことが明らかになってきたが、各企業は当然ながら同じ割引率や見積利益率を用いていたわけではない。しかし、保険数理士の間では、負債割引率の1%のアップは大まかにいって年金債務を20%ダウンさせるという目安があるというくらい、割引率の影響は大きい。それにもかかわらずそれは主観的で、企業の判断の余地の大きいところである。

87号以前においては、保険仮定は総合的にみて合理的（reasonable）であればよく、¹⁷ 長期見積利益率をのぞいて開示を義務づけられていなかった。したがって、企業は割引率および利益率について、現実の市場利子率から離れてかなり自由に選択できたという。¹⁸

17 Robert H. Mills, SFAS 87: An Improvement in Pension Reporting?, *The CPA Journal*, July 1981, p. 40. このことは C. L. Trowbridge and C. E. Farr, *The Theory and Practice of Pension Funding*, Irwin, 1977 で書かれているとのことである。

18 *Ibid.*, p. 38.

19 Susan Jayson, Pension Update: An Interview with Consultant Larry, B. Wiltse, *Management Accounting*, September 1988, p. 20.

Bleiberg によれば1970年代から80年代はじめにかけて、現実の利子率と離れて、企業は年金会計上低い負債割引率を用いてきた。ことに、1970年代末および1980年代初めに利子率が2ケタに上昇したときにも、多くの企業は割引率を5～6%に固定していたという²⁰。このことによって年金債務は大きく計算された。それをベースとして大きな年金費用が計上され、税控除を求めて年金基金への十分な拠出がなされたわけである。このような、いわば自由で弾力的な年金会計（初期の年度により大きな年金費用を割りつける保険数理原価法の選択も含めて）によって、1980年代前半までに巨額な年金債務の設定→巨額な年金費用の計上→税控除を求めての基金拠出、が促進されたようである。

その後1980年代が経過するにつれて、企業の用いる割引率の仮定は徐々に上昇し、1985年度には（調査対象100社）、割引率を上昇させた企業が34社であったのに対して低下させた企業は僅かに9社であった。このような割引率の明らかな上昇による年金債務の減少と、一方での年金資産の巨額な増大（証券市場の好況に支えられた）によって、基金拠出率の上昇が促進された、と Bleiberg は説明している。²¹

このように、割引率の選択は年金債務および年金費用の測定に大きな影響を持つにもかかわらず、相当に自由であったわけである。87号は割引率と見積利益率の開示を義務づけ、それらの決定について若干のガイダンスを示すことによって、多少統一化を進めたとはいえ、予測給付債務の割引率と年金資産の見積利益率の選択には、「企業はなお大幅な自由を持っている」²²といわれる。しかも、87号の採用を契機にして割引率および見積利益率を含む保険数理仮定の変更が多くなされたという。²³そこで、つぎに、²⁴

20 Bleiberg, *op. cit.*, pp. 14-15.

21 *Ibid.*, p. 15.

22 FASB Statement No. 87, pars 30 and 44.

23 Susan Jayson, *op. cit.*, p. 20.

24 Norton, *op. cit.*, p. 49.

第12表 割引率および見積利益率の変化

	給付債務割引率				年金資産見積利益率			
	移行前年度	移行年度	移行次年度	変更	移行前年度	移行年度	移行次年度	変更
	%	%	%		%	%	%	
ARMCO (87)	8.5	9.5	9.5	◎	8.5	8.75	10.25	◎
BANKAME (86)	9.69	8.5	10.0	○	9.69	11.0	10.0	◎
CHRYSLER (87)	9.5	10.18	9.72	◎	9.5	9.90	9.92	◎
DUPONT (85)	9.4	11.0	9.0	◎	9.4	9.0	9.0	○
EXXON (85)	10.0	10.0	9.0		10.0	10.0	10.0	
FORD (87)	8.0	9.5	8.9	◎	8.0	8.0	8.0	
GE (86)	8.0	8.5	8.5	◎	8.0	8.5	8.5	◎
GM (86)	8.75	8.5	10.4	○	8.75	10.0	10.0	◎
GPU (87)	8.0	8.0	8.5		8.0	8.0	8.5	
IBM (86)	8.0	8.0	8.0		8.0	8.75	9.0	◎
MOBIL (86)	9.0	8.0	9.0	○	9.0	9.5	8.5	◎
SEARS (86)	8.0	9.0	10.0	◎	8.0	9.0	9.0	◎
USX (86)	9.0	8.0	9.0	○	9.0	11.0	11.0	

Annual Report より作成。

()内は移行年度。◎は移行年度の上方変更を示す。

割引率と見積利益率の変更および企業が用いたそれらの利率の幅(弾力性)についてみてみよう。

さきの13社についての、87号への移行年度およびその前後の年度についての割引率および見積利益率の変化をみると、第12表のごとくである。多くの企業が移行年度に割引率および見積利益率を変更している。例えば ARMCO, CHRYSLER, DUPONT, FORD, GE, SEARS は割引率を移行年度に上げている。これは予測給付債務を減少させて、年金費用を減少させることになった。また見積利益率については ARMCO, BANKAME, CHRYSLER, GE, GM, IBM, MOBIL, SEARS, USX が上げている。これも年金費用を減少させる要素になった。

つぎに, Stone と Ingram が1986年度の87号適用企業を調査対象として作成した割引率と見積利益率の分布表(第13表)と、1985年度のSFAS

第13表 割引率および見積利益率の分布 (1986年)

割 引 率				見 積 利 益 率			
割引率	会社数	%	累積%	見積利益率	会社数	%	累積%
7%未満	1	0.40	0.40	7~7.5%	9	3.80	3.80
7~7.9	21	8.80	9.20	8~8.9	59	24.60	28.40
8~8.9	144	60.20	69.50	9~9.7	100	41.90	70.30
9~9.6	61	25.50	95.00	10~10.5	51	21.30	91.60
10~10.5	11	4.60	99.60	11~11.8	15	6.30	97.90
11%	1	0.40	100.00	12	4	1.70	99.60
平均 = 8.48%				14%	1	0.40	100.00
				平均 = 9.26%			

出所：Stone and Ingram, *op. cit.*, p. 59, Table 4.

第14表 SFAS 36号のもとでの見積利益率 (1985年)

見積利益率	会社数	会社 %	累積 %
6 ~ 6.8 %	10	4.20	4.20
7 ~ 7.9	53	22.20	26.40
8 ~ 8.8	101	42.20	68.60
9 ~ 9.9	57	23.90	92.50
10 ~ 10.7	12	5.00	97.50
11.2~11.5	4	1.70	99.20
12.0~12.5 %	2	0.80	100.00
平均 = 8.33%			

出所：Stone and Ingram, *op. cit.*, p. 60, Table 5.

36号のもとで企業が選択した見積利益率の分布表(第14表)を示そう。

ここでは、さきの13社の場合に、個別例として指摘した傾向が、統計的なかたちで明瞭に示されている。SFAS 36号のもとでは見積利益率が、累積給付債務の割引率としても用いられた(SFAS No. 36, par. 8)のであるから、年金債務の平均割引率は85年度の8.33%から86年度の8.48%に上昇した(調査対象が同じではないが)ことになる。そして、見積利益率もまた8.33から9.26に上昇した。これらの割引率および見積利益率の変化は(調

査対象が同じでないので、厳密な意味では比較できないが、傾向をみるという意味で、年金債務と年金費用に対して、さきの個別例において指摘したと同様の影響を持ったことになる。

Mills も1987年度の Annual Reports から割引率および見積利益率の分布表を作成している。ここでは産業別の分布も示されている(第15表)。この表によれば、負債割引率の平均は8.86%であり、S & Iの1986年度の8.48%よりもさらに高い。他方、見積利益率は9.19%で、86年度の9.26よりも僅かに低い。なお、産業別にみた場合、基金拠出率のもっとも低い運輸業(対予測給付債務比では不足拠出の状態—第11表参照)で、もっとも高い割引率と見積利益率が選択されている。

つぎに、分布幅についてみてみよう。割引率については、1986年で7%未満から11%となお広く分布している(中心は7~9.6% : 85.7%の集中)(第

第15表 割引率および見積利益率の分布 (1987年)

	全企業		産業		金融		公益事業		運輸	
	会社数	%								
割引率		%		%		%		%		%
7.0~7.9%	8	7.8	2	3.8	1	5.0	5	25.0	0	0.0
8.0~8.9	41	40.2	22	41.5	9	45.0	6	30.0	4	44.4
9.0~9.9	39	38.2	22	41.5	7	35.0	8	40.0	2	22.2
10.0~10.9	14	13.7	7	13.2	3	15.0	1	5.0	3	33.3
平均	8.86%		8.96%		8.85%		8.47%		9.20%	
見積利益率		%		%		%		%		%
7.0~7.9%	6	5.9	2	3.8	1	5.0	3	15.0	0	0.0
8.0~8.9	25	24.5	13	24.5	4	20.0	7	35.0	1	11.1
9.0~9.9	43	42.2	22	41.5	10	50.0	6	30.0	5	55.6
10.0~10.9	22	21.6	11	20.8	5	25.0	3	15.0	3	33.3
11.0%+	5	4.9	4	7.5	0	0.0	1	5.0	0	0.0
平均	9.19%		9.29%		9.11%		8.86%		9.52%	

出所 : Mills, *op. cit.*, p. 40, Table 2.

13表)。見積利益率は1985年度の6～12%²⁵(中心7～9.9% : 88.3%の集中)に
 対して86年度では7～14%(中心8～10.5% : 87.8%の集中)であり、分布幅
 は狭まっているとはいえない。つまり、企業は87号採用後も、割引率およ
 び見積利益率の選択について、依然として自由を持っているということ
 である。

なお、87号による会計処理の変化のうち、最少負債の計上は、多くの企
 業が累積給付債務をこえる年金資産を有していることと、その規定の適用
 が1989年まで延期できることもあって、1987年度までのところは貸借対照
 表への影響は少ないようである。²⁶

IV. 年金費用の減少要因

これまで、87号の採用によってもたらされた年金会計実務の状況を、年
 金費用の減少と減少をもたらす諸要因に焦点をあてて分析してきた。そこ
 で、年金費用減少の要因は以下のようにまとめることができるであろう。

1. 87号への移行時の抛出状態

87号への移行時において、多くの企業の年金プランの年金資産市場価額
 は予測給付債務を超過する状態にあった。その超過数は平均(プランあたり
 が企業あたりか明らかでないが)165.6百万ドルであったという。²⁷ さきの13社
 のなかで移行時資産超過額が表示されていた企業でいえば、例えば、
 Exxon は1,298 百万ドル、GM は705 百万ドル、MOBIL は621 百万ドル
 であった。しかし、移行時の資産超過額は Annual Report で明示されて
 いないことがかなりあるので、その時期にもっとも近い年度末(1年分の

25 Stone and Ingram, *op. cit.*, p. 53.

26 Norton, *op. cit.*, p. 50, Table 2.

27 Stone and Ingram, *op. cit.*, p. 50.

償却額の控除後）でみたものが、第10表と11表である。第11表からは1987年度末で、126プラン中89プラン（約70%）で年金資産が予測給付債務を超過していたことがわかる。

87号への移行時のこの資産超過額（認識されていない利得といわれる）は、①APB 8号のもとで認識されていなかった保険数理利得・損失および過去勤務債務が表面化したものであり、²⁸ ②87号による計算方式をこえるAPB 8号のもとでの費用計上・基金拠出が表面化したものである。そのAPB 8号の処理基準との差異を表面化して、年金資産>予測給付債務の状態²⁸で新基準での処理に引き継ぐことは、2つの面から年金費用の減少に機能する。

(1) 利子費用と年金資産見積利益の計算

利子費用は年度初めの予測給付債務に割引利率を乗じて算出される。年金費用のマイナス項目である年金資産見積利益は、年度初めの年金資産の公正価値に見積利率を乗じて算出される。したがって、割引率と見積利益率が同じだとするならば、資産超過状態では見積利益は利子費用よりも大きく、年金費用を減少させることになる。しかも、実務的には87号のもとにおいては、割引率よりも高い見積利益率が用いられた（第13表、第15表）のであるから、87号への移行時の資産超過による年金費用の減少効果はいっそう大きかったことになる。

(2) 移行時の超過資産の償却

87号への移行時の超過資産額は従業員の見積残存勤務年数にわたって（勤務年数が15年未満の場合には15年を選択できる）定額法で償却しなければならない。したがって、約70%のプランに存在した超過資産は、その償却期間にわたって年金費用の減少に機能するはずである。

このように87号の採用によって表面化した超過資産の存在が、87号採用

28 Jarnagain and Chung, *op. cit.*, p. 36.

企業の年金費用の減少に影響を与えた第一の要因である。したがって、移行時に超過負債が存在した企業（例えば CHRYSLER や ARMCO など）の場合には、87号の採用は逆に、年金費用増に作用したわけである。

2 負債割引率と見積利益率の上方変化

87号では負債割引率と見積利益率の変化が年金費用の算定に直接影響を与える構造になっている（それゆえ、87号では年金費用のブレが大きいことが指摘されている）。すなわち、

- (i) 割引率の上昇は予測給付債務を減少させて、勤務費用を減少させる。
- (ii) 見積利益率の上昇は年金資産の運用利益を増加させて、年金費用を減少させる。
- (iii) 見積利益率 > 割引率の状態での両者の上昇は、上述の当期費用減少効果をいっそう高める。

第13表や15表でわかるように、多くの企業は87号に移行した1985～87年頃に負債割引率を上昇させ、見積利益率をそれ以上に上昇させた。割引率および見積利益率の変更自体は87号の問題ではないが、87号の採用を契機として2つの率を上方に変更したことが、87号の適用下での年金費用の減少に拍車をかけた。

3. 見積利益を超過する実際利益

第7表と第8表で示されたように、上方に変更した見積利益をさらに超過する実際利益が計上された。その超過額は利子費用にも匹敵するほどの大きさ（勤務費用の約3倍）であった。当期の年金費用のマイナス要素となる金額は見積利益であって、実際利益と見積利益との差額は繰延べられて当期の年金費用には直接には影響を与えないが、その繰延額は次期以降の年金費用を減少させることに機能する。

つまり、証券市場の好調さが87号の適用とあいまって、87号のもとの年金費用の減少要因として機能したのである。したがって市況が逆転し、割引率小、見積利益率小、その見積利益率を下まわる実際利益という逆の状況のもとでは、87号の処理規定は、また異なる意味を持つことになる。

このようにみえてくると、87号が将来給与水準の上昇をも考慮に入れる予測給付債務という拡大された年金負債概念を導入し、その負債概念をベースにして年金費用を算出する方式をとりながら、なお現実の会計実務においては年金費用の著しい減少となって発現した基本的な要因は、(1)APB オピニオン8号のもとの巨額な費用計上と年金基金の抛出であり、(2)割引率・見積利益率の上方変更と見積利益をこえる実際利益の計上であったといえよう。

V. お わ り に

——87号導入の意味——

以上のように、87号採用のもとの年金費用の減少要因を解明してきた。しかし、それならば、なぜそのような年金費用の減少をもたらす条件のもとで、87号が導入されたのかという問題が残る。最後に、その87号導入の意味について考察しよう。

1. APB オピニオン8号のもとの弾力的な費用計上

(1) 年金費用測定法の多様性と弾力性をを用いての早期巨額な費用計上

APB オピニオン8号はさきにも指摘したように、5つの保険数理原価法の選択適用を認めていた。その5つの原価法のなかには将来の給与水準の上昇を見込んで測定した予測給付債務を、減価償却費計算の定額法・級数法・定率法のように、発生給付法よりも初期の年度により多く割りつけ

ることによって、早期に多額の年金費用を計上する方法も含められていた。例えば、87号採用以前であるIBMの85年度のAnnual Report (p.40) やGEの85年度のAnnual Report (p.39) には、将来の給与水準の上昇を見込んで年金費用の計上や基金拠出がなされたことが説明されているし、Exxonの84年度のAnnual Report (p.37) では、将来給付予測原価法の一つであるentry age normal actuarial cost method が用いられ、将来の給与増が織り込まれたことが説明されている。また、Texacoの1983年度のAnnual Report (p.35) では、SFAS 36号にしたがって表示される累積給付債務の測定では将来の給与の増加の影響は考慮されていないが、年金基金の拠出額の計算に用いる保険数理仮定には将来給与の影響を含めたことを明記している。つまり、多くの企業はAPB 8号のもとで認められていた保険数理原価法の多様性とそれによる費用計上の弾力性(過去勤務債務の償却の弾力性も含めて)を利用して、将来給与水準をも織り込んだ巨額の費用計上をおこなってきたということである。そしてそれをベースとして、税控除と結びつく年金基金への拠出をおこなったのである。また、年金費用計上については将来の給与増が織り込まれたか否か明らかでない場合でも、Texacoのように、年金基金への拠出については税控除を求めて、将来給与水準の上昇を織り込む保険数理仮定にもとづく、巨額な基金拠出がなされたのである。

(2) 利率の自由な選択による弾力的な年金費用計上

利率の選択は主観的な性質がきわめて強く、したがって大きな自由があることから、多くの企業が現実の市場利率から離れて、負債割引率と資産の見積利益率を低く固定してきた。²⁹それが年金負債の増大→年金費用の増大に通ずることはすでに指摘した。APB オピニオン 8号のもとで、そのようにして弾力的で巨額の費用計上がなされたのである。年金および退

29 Bleiberg, *op. cit.*, p. 15.

職費用(両者が一緒に示されているので年金のみの比率は明らかでないが)の労務費合計にしめる比率は、1980年で7.4% (それ以前の4年間は7.8%) にも³⁰なったという。また、87号以前の年金費用の支払給与に対する比率は平均4.8%であり、金額、率とも大きいという指摘³¹がなされるがごとくである。

(3)87号採用時にはすでに年金資産が予測給付債務を超過

企業はこのような巨額な年金費用の計上をベースにして、年金基金への拠出を増大させた。それによって、①拠出額についての税控除と、②年金資産の運用利益についての非課税、という二重の減税効果を得たのである。年金プランへの超過拠出はこの二重の減税効果によって促進されたといわれる³²。

このような APB オピニオン 8号のもとでの弾力的で巨額な年金費用計上³³と、減税効果によって促進された年金プランへの積極的な拠出によって、1985～87年の87号の採用期には、すでに大部分の企業で87号の概念規定(予測給付債務という拡大された年金債務概念を基本とする規定)を超える年金費用計上と年金資産の積立がなされていたのである。その具体的な表われが87号採用時における驚くべき高率の資産超過であった。

第11表が示すように予測給付債務への基金拠出率は平均で117%であり、超過拠出プラン数は89(71%)にもおよぶ。それは金融業ではさらに顕著である。

30 Pension Liabilities : Improvement is Illusory, *Business Week*, September 14, 1981.

31 Norton, *op. cit.*, p. 47.

32 Jacob K. Thomas, Corporate Taxes and Defined Benefit Pension Plans, *Journal of Accounting and Economics*, 10 (1988), p. 201.

33 APB オピニオン 8号のもつ費用拡大効果とその弾力性については、わたくしはかねてから指摘してきた(拙著『現代の会計原則』第7章)。しかし、なお不十分であったと思われる。会計実務のレベルで展開された弾力性と年金費用の拡大は、わたくしの理解をさらに超えるものであった。その理解の不十分さが、87号の位置づけを、予測給付債務概念による年金負債概念の拡大→年金費用の拡大計上のレベルにとどめたと思う。実務はそれほどにまで弾力的に、巨額に、費用計上の拡大を遂行したものと理解する。

第2表が示すように、予測給付債務を超過する年金資産を有する銀行は62行中57行(じつに92%)である。200%を超える銀行が4行もあるのは、オピニオン8号のもとでの年金会計がいかにか弾力的であったかを有弁に物語っている。

2. 年金基金拋出の増大と税控除がもたらしたもの

しかし、上述のような企業のきわめて弾力的で巨額な年金費用の計上と、それをベースとする基金拋出、さらにそれによる税控除の獲得という展開は、社会の合意が得にくいところにまで達していたのではなかろうか。

1987年に年金保護法(Pension Protection Act)が新しく制定され、累積給付債務の150%を超過する資産か、あるいは予測給付債務の100%を超える資産かのいずれか低い方を超える資産を持つ年金プランへの拋出の税務上の控除は認められなくなった。「この新しい規定は税務上の恩典を極大化するために、企業によって故意におこなわれる超過拋出を制限することを意図している³⁴」といわれる。

また、1988年の総括的予算調整法(Omnibus Budget Reconciliation Act)はプラン資産/ABO比で150%を超える年金プランへの、プラン・スポンサーの所得税法上の損金控除を禁じたという³⁵。

これらの新設された税控除の制限は、さきに述べたオピニオン8号のもとで展開されてきた企業の弾力的で巨額な費用計上→基金拋出→税控除、への社会的批判への反応であろう。この税務上の制限が年金費用計上・基金拋出に大きな影響をもったことは明らかであろう。対予測給付債務比では第11表にみるように、1986年では100%以上が約70%(第2表の銀行では

34 Susan Jayson, *op. cit.*, p. 20.

35 Mills, *op. cit.*, p. 41.

第16表 年金資産/累積給付債務の比率 (1988年)

%	全プラン	産 業	金 融	公益事業	運 輸
0.00 ~ 0.49	14	9	2	2	1
0.50 ~ 0.99	15	11	2	0	2
小計 < 1.00	29	20	4	2	3
1.00 ~ 1.49	43	26	5	7	5
小計 < 1.50	72	46	9	9	8
1.50 ~ 1.99	38	20	4	10	4
2.00 ~ 2.99*	10	6	4	0	0
2.50 以上	11	2	5	3	1
合 計	131	74	22	22	13

出所: Mills, *op. cit.*, p. 42.

* 2.99は2.49の誤りと思われる。

91%) もあった。対累積給付債務比 150% 以上については、第16表からわかるように、1987年度の調査対象プランで45% (59/131) もあった。そのうち250%を超えるプランが11もあった。さきの銀行の場合(第1表)には、なんと62行中48行(77%)もが150%を超過し、6行にいたっては300%超であった。これらが新しい法規定のもとで、基金抛出に対して税務上の制限をうけることになる。

87号の導入の意味はこのような状況のなかで、改めて問われなければならない。それは一面では年金債務の測定方法と年金費用の測定方法を統一化して弾力性を一定度制限し、いわゆる減価償却費計算の定率法にあたるような早期に大きな年金費用を計上する方法を排除するとともに、年金資産の運用利益や利子率の変化を表面化させる方法をとっている。そのことによってオピニオン8号のもとで可能であった早期の巨額な年金費用の計上に制限を加えている。しかし、一方ではオピニオン8号では明記されていなかった予測給付債務という将来の給与水準の上昇をも織り込む年金債務の概念を正当な年金債務概念とし、それを軸としての大きな年金費

用の計上を論理化した。これは社会的に合意をとりうるおそらくもっとも高いレベルでの年金債務概念の設定であり、それへの拠出状態の開示を義務づけることによって従業員の擁護（年金資産の確保）を印象づけながら、その年金債務概念に見合う年金費用（論理と見積りにもとづいて合理化される将来支払われる可能性をもつ費用）の、年金給付支払いよりもはるかに早い時期での計上→それをベースとする基金拠出→税控除（減税）、を社会的に正当化するものである。それは年金会計実務がおかれた新たな状況（オピニオン8号のもとで展開された年金会計への社会的批判）のもとで、年金会計実務の進行とそれへの社会的合意をうるために設定された会計基準であると考ええる。

したがって、現代年金会計が年金費用の拡大計上による経済現象（この場合は、とりわけ減税）の合理化を基本とするものであることには、変りはない。しかし、会計制度の果す機能が経済現象の合理化であるだけに、社会的合意が得がたくなる状況のもとでは、制度そのものの維持のために、現象的、一時的には後退もありうることであろう。オピニオン8号が弾力的方法による極端に莫大な年金費用の計上と基金拠出による減税現象の合理化を果しただけに、それへの社会的批判が高まるなかで、87号は年金会計への社会的合意獲得のために、弾力性への一定度の制限を加えたものとみるべきであろう。しかし、それはまた同時に、予測給付債務という社会的合意が得られると思われるもっとも高いレベルでの年金費用計上方法の統一化である。したがってそれは、そのレベル（将来、上昇すると思われる高い給与水準を考慮する）での巨額の年金費用計上と、それによる基金拠出と税控除を社会的に合理化するとともに、一方では、それを年金基金を設定すべき水準であるとする効果をもたせたのである。

だからこそ、オピニオン8号の弾力的な規定のもとで、すでに87号の規定する予測給付債務を超過するほどの年金費用計上と年金基金拠出をおこ

なっていた企業は、早期に87号を適用し、その健全性を誇示したものと思われる。

87号の設定とその適用過程には、会計の経済現象に対する合意化制度としての性質が顕著に示されていると考える。

なお、87号によって年金会計に、オピニオン8号によるよりも制限が加えられたとはいうものの、さきにも指摘したように、割引率、見積利益率、給与水準の見積上昇率などの保険数理仮定の選択には、大きな自由が残されていることはいうまでもない。